

## 個別規定:チケット販売

当社は、チケット等を有料で販売するサービス(以下「チケット販売サービス」といいます。)を利用者にご利用いただく際に、チケット販売の個別規定(以下「チケット販売規定」といいます。)を設けております。利用者がチケットを購入する場合にはチケット販売規定が適用されますので、ご承諾の上、チケットをご購入ください。

### 第1条:(販売方法)

当社は、万博協会より、その販売方法の指示に基づき、チケット販売の業務を委託されており、必要に応じて販売枚数や販売方法に制限を設ける場合があります。

### 第2条:(購入契約の成立)

1. 利用者は、所定の手続きに従って購入申込をするものとし、当該申込手続き完了をもって購入契約が成立します。ただし、当社が別段の定めをした場合はこの限りではありません。
2. 本規約等に別段の定めがある場合を除き、利用者は購入契約の申込みを撤回することはできません。
3. 万博協会の意向により、入場時にチケットに登録されている氏名等と利用者その他入場するお客様の身分証明書に記載の氏名との同一性の確認を行い、同一性の確認ができない場合は入場をお断りする(既に入場済みの場合は退場を命じられる)場合があるため、利用者は正確な氏名等を登録しなければなりません。

### 第3条:(料金の支払い)

1. 利用者がチケットを購入する場合には、チケット代金を購入時に支払う必要があります。
2. 利用者は支払方法について、当社が購入申込時に指定する決済手段の中から選択するものとし、クレジットカードの場合は購入契約成立時に即時決済し、銀行振込の場合は当社の定める期日までに当該料金を支払います。
3. 当社は支払方法について必要に応じ制限を設けることがあります。また、支払方法の変更はできません。

### 第4条:(チケットの引き渡し)

1. 電子チケットサービスによる電子チケットのダウンロード。  
ダウンロード後の電子チケットのご利用の方法・制限等は電子チケットサービスの利用規約に従います。

#### **第 5 条:(販売・引き渡しの拒否)**

当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者へのチケットの販売、またはチケットの引き渡しをお断りする場合があります。また、その場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止または取消することができます。

1. 本規約第 2 条 4 項に定める事項に該当する場合
2. 利用者が当社の定める事項について虚偽の申告をした場合、または必要な申告をしなかった場合
3. 他の利用者または第三者の迷惑になるような行為、または当社の円滑な販売を妨げるような行為をした場合
4. 当社よりご案内の期限内に所定の手続きをしなかった場合
5. 所定の購入方法を守らなかった場合
6. 振込期日までにチケット代金が振り込まれなかった場合
7. その他、本規約等に違反する行為をした場合

#### **第 6 条:(チケットの取替・変更・クーリングオフ)**

チケット購入契約が成立したチケットは、利用者都合による取替、変更、キャンセルはお受けできません。なお、チケット販売サービスで販売したチケットには、クーリングオフは適用されません。

#### **第 7 条:(チケットの払い戻し)**

1. 基本的に払い戻しは出来ません
2. 台風等により協会側判断で開場しないなどの場合は払い戻しされる可能性があります

#### **第 9 条:(販売の終了・再開)**

チケット販売期間中であっても、当社での販売予定枚数に達した場合は当該興行のチケットの販売は終了します。ただし、興行主催者から追加席・追加興行等を決定した場合は販売を再開する場合があります。

#### **第 10 条:(禁止事項)**

1. 利用者は、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。
  1. 転売目的でチケット(予約番号等のチケットを購入可能な番号・符号等を含みます。本条において以下同じ。)を入手すること

2. 本サービスを通じて入手したチケットを、その券面金額(券面金額がない場合は、一般的に同種のチケット等を入手するために通常必要な対価をいいます。)を超える対価で第三者に譲渡等し、また譲渡等しようとする(インターネットオークションへの出品を含みます。)
  3. チケットの入場資格者を登録する場合、入場資格者以外の者を入場させること、また、入場させようとする
  4. 購入する意思がないチケットにつき、購入の申し込みを繰り返すこと。なお、入金期限までに入金を行わない場合は、購入する意思がないチケットにつき購入の申し込みをしたものとみなされます。
2. 利用者が本条第1項に違反した場合、本規約第5条にしたがって、利用資格が停止または取り消される場合があります。また、利用者が本条第1項に違反したことが判明した場合、当社または万博協会の裁量により、当該違反者が購入したチケットを無効とし、当該チケットにかかる万博会場への入場を認めず、既に入場している場合には退場を命じることができます。
  3. 前項の場合であっても、当社は無効としたチケットの対価を返金する義務を負わないほか、当該違反当事者に生じた損害を賠償する義務を負いません。

#### **第11条:(過誤発券等の損害賠償)**

当社が誤った内容のチケットを販売・発券した場合、当社は当該チケットを購入した利用者が生じた損害を賠償する場合がありますが、その限度額は、チケットの券面金額となります。ただし、当該損害が当社の故意または重過失により発生した場合はこの限りではありません。

#### **第12条:(チケット販売についての免責)**

1. 当社から直接購入されたチケット以外のチケット(転々譲渡されたチケットを含みます。)については、当社は一切の責任を負いません。
2. 通信回線の混雑またはコンピュータ・システム上の不慮の事故等により、チケット申込や購入の成否の確定またはその通知が大幅に遅れ、または不可能となったとしても、当社はこれにより利用者または第三者に生じた損害に対し、当社は一切の責任を負いません。
3. 当社は、本サービスにより販売されるチケット等の販売数量が利用者の全ての購入希望を満たすことを保証するものではなく、また、本サービスにより販売されるチケット等に記載された内容が真実であること(記載どおりに興行等が実施されることを含みます。)について、いかなる保証も行いません。
4. チケットの購入申込手続き完了の通知は、ウェブサイト上の購入完了画面にて通知します。利用者は、購入完了画面ないしは当該画面に記載された発券等に必要な情報を自らの責任において記録等しなければならず、利用者が記録等を行わなかったことにより生じた損害(チケットを発券・購入等できなかったことを含みます。)に対し、当社は一切の責任を負いません。
5. 前項に関連して、通信不良等に起因して購入完了画面を確認することができなかった場合、利用者は遅滞なく当社に問い合わせを行い、購入時に登録した情報をもとにチケット購入契約が完了しているこ

とを確認しなければなりません。利用者が当該確認を行わなかったことにより生じた損害(チケットを発売・購入等できなかったことを含みます。)に対し、当社は一切の責任を負いません。

6. 当社が定める期間内にチケットが引き取られない場合であっても、当社はチケット代金その他当社の定めるサービス利用料等を返金する義務を負いません。
7. 入場資格者(購入者およびその同時入場者を入場資格者とする場合を含みます。)を特定した上で販売されるチケットについて、入場資格者名義と実際の入場資格者が異なること(利用者の入力ミスによるものを含みます。)により、利用者が被る不利益(会場に入場できなかったこと、会場から退場を命じられることを含みます。)について、当社は一切の責任を負いません。
8. チケットが電子チケットである場合、利用者は事前に入場のために必要な手続を行うものとし、入場のために必要な手続を行うことができないこと(通信不良、利用者の保有する機器の故障等に起因するものを含みます。)により利用者が被る不利益(会場に入場できなかったこと、会場から退場を命じられることを含みます。)について、当社は一切の責任を負いません。

**第 13 条:(利用資格喪失後の措置)**

1. 利用資格を喪失した後であっても、利用者は利用資格を保有している期間中に購入したチケットを当社指定の方法にて受け取ることができます。

以上